

令和3年度東京都相談支援従事者主任研修 実施案内

相談支援体制における地域の中核人材を養成するために、標記研修を実施します。下記内容を御確認いただき、お申込みください。

- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、本実施案内の内容に変更が生じる場合があります。変更内容については、受講決定の際に改めてお知らせします。

記

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者（主任相談支援専門員）を養成する。

2 実施方法 Web会議システムを使用したオンライン形式

3 研修日程等

- (1) 令和4年2月24日から3月4日までの間の全5日間（詳細は、別紙1を参照）
- (2) 研修時間については、おおむね午前9時30分から午後5時15分までの予定となります。詳細は受講可否通知でお知らせします。

4 本研修の対象者と募集定員

(1) 対象者

以下のア～エを全て満たす者

ア 東京都内に所在する事業所に所属し、障害者等への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有する相談支援専門員である者

イ 相談支援専門員としての経験を有した上で相談支援従事者現任研修を修了後、相談支援専門員として指定相談支援事業所等又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年（36か月）以上である者（指定相談支援事業所等の管理者として兼務した期間も算定できるものとする。）

ウ 利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められる者

エ 以下のいずれかを満たす者

a 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する指定相談支援事業所等において、現に相談支援に関する指導的役割を担っている者

b 東京都における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において、講師等として携わっている者

c その他、相談支援員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、東京都が適当と認める者

※他道府県に所在する事業所（開設予定含む。）については、対象外です。

(2) 募集定員

100名

5 受講申込み

(1) 申込方法

本年度より、従来の書類による申込みから、東京共同電子申請・届出サービスを使用した申込みへ変更となりました。電子申請による申込みの手順については、東京都心身障害者福祉センター（以下「都センター」という。）のホームページに掲載の「電子申請の手順」を参照してください。

申込書に記載漏れがある場合は、受付が完了できませんので御注意ください。

インターネット環境等により、どうしても電子申請による申込みができない場合は、都センター地域支援課 地域支援担当（電話：03-3235-2954）にお問い合わせください。

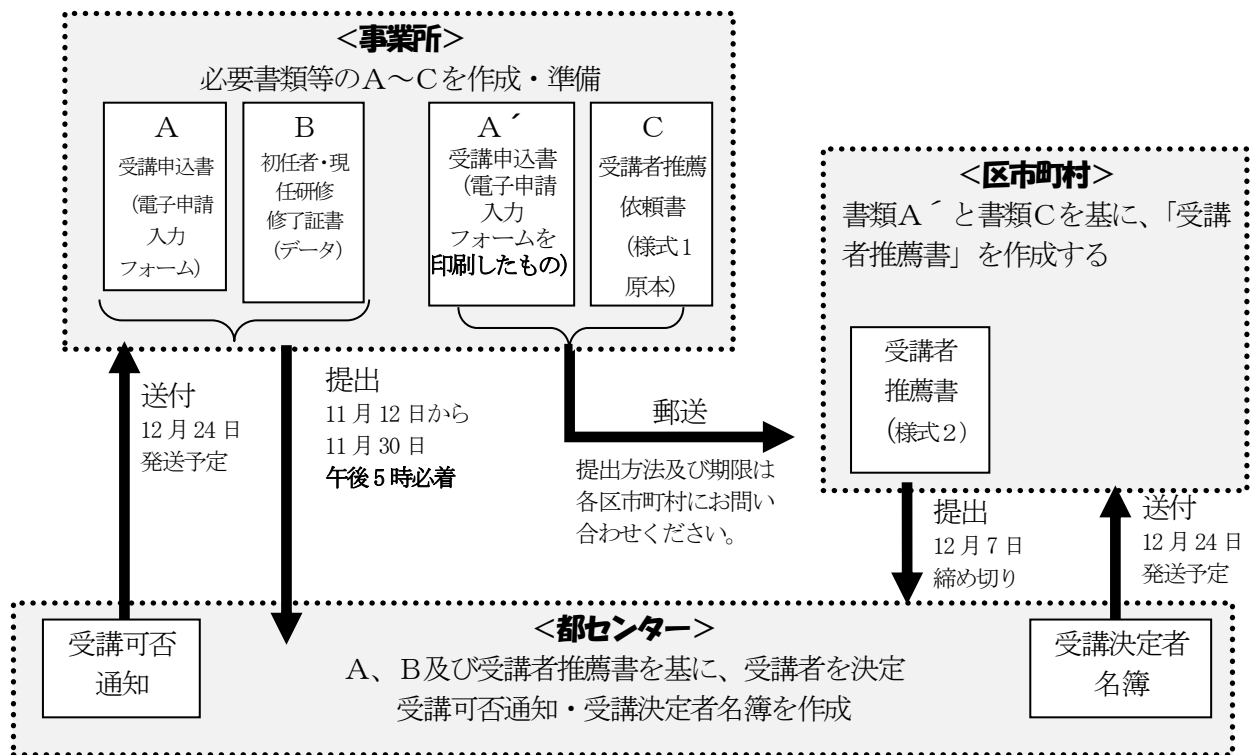
(2) 区市町村への推薦依頼書の提出

本研修対象者4（1）ウについては、区市町村からの受講者推薦書（様式2）の内容で確認いたします。電子申請で「受講申込書（電子申請の入力フォーム）」を都センターに申請後、「受講申込書」を印刷し、「受講者推薦依頼書（様式1）」とともに区市町村へ提出してください。印刷の方法は、上記「電子申請の手順」を確認してください。

(3) 事業所が用意する必要書類等及び提出先等

必要書類等		留意点	提出先	提出方法
A	受講申込書 （電子申請入力フォーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所から電子申請で申込みをしてください。 ※個人での申込みはできません。 ・<u>本申込書記載の氏名及び生年月日により修了証書を作成します</u>ので、<u>誤りがないように記載してください。</u> ・同一事業所から複数人数申し込む場合は、必ず優先順位を記載してください。 	都センター	電子申請
A'	受講申込書 （電子申請入力フォームを印刷したもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所から所在する区市町村へ提出する書類です。 ・受講申込書（電子申請入力フォーム）を申請後、<u>忘れずに印刷してください。</u> 	区市町村	郵送 （区市町村の指示に従ってください。）
B	修了証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請で過去に受講した相談支援従事者初任者研修及び現任研修の修了証書の写し（データ）を添付してください。 ※他の道府県で受講したものも含まれます。 ※複数回受講している場合は、<u>全てのデータを添付してください。</u> 	都センター	電子申請
C	受講者推薦依頼書 （様式1）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所から所在する区市町村へ提出する書類です。 ・受講者推薦依頼書（様式1）と併せて、A' 受講申込書（電子申請入力フォームを印刷したもの）を添付してください。 ※ この書類を基に、区市町村が受講者推薦書を作成します。 	区市町村	郵送 （区市町村の指示に従ってください。）

【書類提出フロー】



(4) 都センターへの提出期限

電子申請 令和3年11月30日(火曜日)午後5時 必着

※提出期限以後は申請ができません。必ず令和3年11月30日(火曜日)午後4時59

分までに必要項目を全て入力して、申込ボタンを押してください。

※申込完了の画面が表示されると同時に、到達通知メールが届きますので、必ず確認して

ください。

到達通知メールが届かない場合は、都センターに連絡してください。

(5) 注意事項

お申込みの際には、以下の点に御注意ください。

- 申込フォームに入力された内容(受講申込書)は、受講決定を行う際の重要な情報となりますので、必要事項を漏れのないように、かつ、可能な限り詳細に記載してください。
- 提出データの不足、記載漏れがある場合でも、都センターから内容確認等の連絡は原則行いません。
- **選考に必要な事項に入力漏れがある場合は、選考の対象とならないこともありますので、御注意ください。**
- **入力された内容等に虚偽の申告が認められた場合には、受講申込みは無効となります。また、以後の受講申込みは受付できなくなりますので、御注意ください。**
- **申込受付後の受講者の変更は、原則としてお受けできませんので、受講希望者を精査してお申込みください。**
- 本研修は全日程全科目を受講しなければ研修修了となりません。主催者の責による事由以外での遅刻や早退、欠席があった場合は、研修修了となりませんので、御注意ください。
- 研修中において著しく受講態度の悪い方(長時間画面からいなくなる、居眠りをする行為等)については研修修了とならない場合がありますので、御注意ください。

6 受講者の決定

(1) 受講決定について

同一事業所内での優先順位、区市町村からの推薦の内容、区市町村ごとのサービス利用者数等を参考に、都センターが受講可否を決定します。

区市町村からの推薦については、都センターより各区市町村へ別途依頼します。

(2) 受講可否通知メールの送付

到達通知メールと同じメールアドレス宛てに、受講可否通知メールを送信します。受信したメールの内容を確認の上、通知等をダウンロードしてください。

また、事業所の所在する区市町村へ、受講決定者名簿を送付します。

(送付予定日：令和3年12月24日 金曜日)

※送付予定日をしばらく過ぎてもメールが届かない場合は、下記の間合せ先まで御連絡ください。

7 研修修了者

(1) 修了証書の交付

全てのプログラムを修了した受講者には、東京都知事名の修了証書を交付します。

また、区市町村へ修了者名簿を送付します。

(2) 修了証書の発送

修了証書の発送は、研修全日程終了後の令和4年3月下旬を予定しています。

8 参加費

参加費は無料です。

ただし、インターネットに接続できるパソコン等の確保及び通信に係る費用は、各所属（又は個人）の負担となります。

9 個人情報の取扱い

受講申込書及び受講者推薦書に入力された個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務以外の目的で利用することはありません。

10 問合せ先

東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当

電話：03-3235-2954

FAX：03-3235-2957

※ 研修に関する問合せについての受付時間は、月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午前9時から午後5時までです。